

盛岡市農地利用最適化推進委員募集要項 別表

盛岡市農業委員会地区調査会設置要綱 昭和48年4月1日 農業委員会要綱第1号

区域番号	区域名	町丁字名
1	旧盛岡	大字として区画される地域の上田、三ツ割、山岸、加賀野、新庄、浅岸、下米内及び上米内並びに町として区画される地域の内丸、中央通一丁目、中央通二丁目、中央通三丁目、大沢川原一丁目、大沢川原二丁目、大沢川原三丁目、本町通一丁目、本町通二丁目、本町通三丁目、材木町、菜園一丁目、菜園二丁目、大通一丁目、大通二丁目、大通三丁目、開運橋通、長田町、西下台町、梨木町、中ノ橋通一丁目、志家町、神明町、紺屋町、若園町、住吉町、新庄町、山王町、小杉山、東新庄一丁目、東新庄二丁目、東桜山、つつじが丘、浅岸一丁目、浅岸二丁目、浅岸三丁目、上ノ橋町、天神町、加賀野一丁目、加賀野二丁目、加賀野三丁目、加賀野四丁目、愛宕下、愛宕町、名須川町、三ツ割一丁目、三ツ割二丁目、三ツ割三丁目、三ツ割四丁目、三ツ割五丁目、岩清水、山岸一丁目、山岸二丁目、山岸三丁目、山岸四丁目、山岸五丁目、山岸六丁目、紅葉が丘、下米内一丁目、下米内二丁目、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、館向町、上田一丁目、上田二丁目、上田三丁目、上田四丁目、北山一丁目、北山二丁目、高松一丁目、高松二丁目、高松三丁目、高松四丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、緑が丘三丁目、緑が丘四丁目、東緑が丘、上田堤一丁目、上田堤二丁目、箱清水一丁目、箱清水二丁目、黒石野一丁目、黒石野二丁目、黒石野三丁目、岩脇町、東黒石野一丁目、東黒石野二丁目、東黒石野三丁目、松園一丁目、松園二丁目、松園三丁目、東松園一丁目、東松園二丁目、東松園三丁目、東松園四丁目、西松園一丁目、西松園二丁目、西松園三丁目、西松園四丁目、北松園一丁目、北松園二丁目、北松園三丁目、北松園四丁目、小鳥沢一丁目及び小鳥沢二丁目
2	中野・築川	大字として区画される地域の東中野、東安庭、門、砂子沢、根田茂、川目、築川並びに町として区画される地域の馬場町、下ノ橋町、清水町、神子田町、鉈屋町、高崩、茶畠一丁目、茶畠二丁目、中野一丁目、中野二丁目、東中野町、東山一丁目、東山二丁目、川目町、東安庭一丁目、東安庭二丁目、東安庭三丁目、門一丁目、門二丁目、大慈寺町、肴町、南大通一丁目、南大通二丁目、南大通三丁目、松尾町、八幡町及び中ノ橋通二丁目
3	厨川	大字として区画される地域の下厨川、上厨川、平賀新田及び土淵並

		びに町として区画される地域の上堂一丁目、上堂二丁目、上堂三丁目、上堂四丁目、厨川一丁目、厨川二丁目、厨川三丁目、厨川四丁目、厨川五丁目、みたけ一丁目、みたけ二丁目、みたけ三丁目、みたけ四丁目、みたけ五丁目、みたけ六丁目、月が丘一丁目、月が丘二丁目、月が丘三丁目、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、西青山一丁目、西青山二丁目、西青山三丁目、長橋町、中堤町、南青山町、大新町、大館町、盛岡駅前通、盛岡駅前北通、盛岡駅西通一丁目、盛岡駅西通二丁目、夕顔瀬町、北夕顔瀬町、前九年一丁目、前九年二丁目、前九年三丁目、安倍館町、中川町、新田町、城西町、境田町、中屋敷町、天昌寺町、北天昌寺町、稻荷町、前潟一丁目、前潟二丁目、前潟三丁目及び前潟四丁目
4	本 宮	大字として区画される地域の向中野、仙北町、本宮及び下鹿妻並びに町として区画される地域の仙北一丁目、仙北二丁目、仙北三丁目、東仙北一丁目、東仙北二丁目、南仙北一丁目、南仙北二丁目、南仙北三丁目、西仙北一丁目、西仙北二丁目、本宮一丁目、本宮二丁目、本宮三丁目、本宮四丁目、本宮五丁目（5番から9番までを除く。）、本宮六丁目、本宮七丁目、向中野一丁目、向中野二丁目、向中野三丁目、向中野四丁目、向中野五丁目（7番から13番までを除く。）、向中野六丁目、向中野七丁目及び向中野八丁目
5	太 田	大字として区画される地域の繫及び町として区画される地域の本宮五丁目（5番から9番までに限る。）、太田一丁目、太田二丁目、太田三丁目、太田四丁目、太田五丁目、太田六丁目、太田七丁目、太田八丁目、上太田穴口、上太田上瀬、上太田中瀬、上太田碇、上太田田中留、上太田三枚橋、上太田大堀、上太田樋ノ口、上太田赤前口、上太田沼館、上太田若宮、上太田中屋敷、上太田細工、上太田上吉本、上太田小田屋敷、上太田犹森、上太田小細工、上太田十文字、上太田上犹森、上太田森合、上太田岡沼、上太田四ツ家、上太田中関、上太田吉本、上太田窪屋敷、上太田上ノ畑、上太田上村、上太田関端、上太田畑中、上太田弘法清水、上太田下法丁、上太田上ノ野、上太田金財、上太田瘦野、上太田清水田、上太田田屋、上太田下川戸、上太田上田中、上太田田中、上太田館、上太田松ノ木、上太田上野屋敷、上太田八千刈、上太田北田、上太田八ツ口、上太田川後、上太田半在家、上太田細田、上太田神子塚、上太田上川原、上太田川原、上太田下中屋敷、上太田下川原、上太田藏戸、上太田藏戸前、中太田方八丁、中太田法丁、中太田吉原、中太田小沼、中太田深持、中太田官台、中太田屋敷田、中太田泉田、中太田八卦、中太田北太田、中太田新田、下太田新堰端、下太田方八丁、下太田宮田、下太田林崎、下太

		田谷地、下太田杉田、下太田田端、下太田田中、下太田沢田、下太田下川原、下太田新田、猪去釈迦堂、猪去細越、猪去上平、猪去上猪去、猪去田面野木、猪去早俄上、猪去三枚橋、猪去堰合、猪去藤松、猪去的場、猪去大道、猪去畠中、猪去橋場、猪去大橋、猪去一本木、猪去外久保、猪去米倉、上鹿妻横道、上鹿妻飯ノ森、上鹿妻二ツ沢、上鹿妻蟹沢、上鹿妻朴、上鹿妻朴前、上鹿妻寺地、上鹿妻夜鷹、上鹿妻竹花前、上鹿妻茂吉、上鹿妻田貝、上鹿妻五兵工新田、上鹿妻與市新田、上鹿妻中島、上鹿妻竹鼻、上鹿妻天沼、上鹿妻清水田、上鹿妻野中、上鹿妻切付、上鹿妻小和田、上鹿妻山崎、上鹿妻稻荷前及び上鹿妻稻荷場
6	見 前	大字として区画される地域の東見前、西見前、三本柳、津志田及び永井並びに町として区画される地域の津志田町一丁目、津志田町二丁目、津志田町三丁目、津志田西一丁目、津志田西二丁目、津志田中央一丁目、津志田中央二丁目、津志田中央三丁目、津志田南一丁目、津志田南二丁目及び津志田南三丁目
7	飯 岡	大字として区画される地域の下飯岡、上飯岡、飯岡新田、羽場及び湯沢並びに町として区画される地域の向中野五丁目（7番から13番までに限る。）、湯沢東一丁目、湯沢東二丁目、湯沢東三丁目、湯沢西一丁目、湯沢西二丁目、湯沢西三丁目、湯沢南一丁目、湯沢南二丁目及び流通センター北一丁目、北飯岡一丁目、北飯岡二丁目、北飯岡三丁目及び北飯岡四丁目
8	乙 部	大字として区画される地域の乙部、大ヶ生、黒川及び手代森
9	巻 堀	大字として区画される地域の松内、好摩、玉山永井、寺林、巻堀及び玉山馬場並びに字として区画される地域の芋田字沢田
10	渋 民	大字として区画される地域の渋民、門前寺、下田及び川崎並びに字として区画される地域の芋田字芋田、上芋田、下芋田、昼久保、上武道、武道及び下武道
11	玉山・ 薮川	大字として区画される地域の玉山、日戸、川又、上田及び薮川